

令和 4 年 11 月 28 日 開 会

定 例 市 議 会 議 案

草 津 市

提出議案

議第82号	令和4年度草津市一般会計補正予算（第7号）	
議第83号	令和4年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議第84号	令和4年度草津市学校給食センター特別会計補正予算（第3号）	
議第85号	令和4年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議第86号	令和4年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
議第87号	令和4年度草津市水道事業会計補正予算（第1号）	
議第88号	令和4年度草津市下水道事業会計補正予算（第1号）	
議第89号	草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案……………	2
議第90号	草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例案……………	28
議第91号	草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案……………	30
議第92号	草津市職員の降給に関する条例案……………	52
議第93号	草津市手数料条例等の一部を改正する条例案……………	56
議第94号	草津市手数料条例の一部を改正する条例案……………	61
議第95号	草津市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例案……………	63
議第96号	契約の締結につき議決を求めることについて……………	65
議第97号	契約の変更につき議決を求めることについて……………	67
議第98号	財産の取得につき議決を求めることについて……………	69
議第99号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて……………	71

議第 89 号

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 28 日

草津市長 橋 川 渉

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(草津市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 草津市職員の定年等に関する条例(昭和58年草津市条例第30号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次および章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

付則

第1章 総則

第1条中「第261号」の右に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項までおよび第28条の3」を「第22条の4第1項および第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項までならびに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を」を「当該職員を」に改め、「当該」の右に「定年退職日において従事している」を加え、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項および次項において同じ。)(第9条第1項または第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条および第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項または第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、

当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の右に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「よる欠員を容易に補充することができないとき」を「よる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の右に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「退職日」の右に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の右に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員および第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなつた」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)第11条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職および草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年草津市条例第20号)第4条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項および第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果または勤務の状況および職務経験等に基づき、降任または転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条および第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）および当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階または当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等および管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項またはこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された

期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力および当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、または当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、もしくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項もしくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、または前項もしくはこの項の規定により異動期間(前3項またはこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合および同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条および次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条および次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

付則に次の見出しおよび3項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年草津市条例第 号）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員であつて、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供および勤務の意思の確認）

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（草津市職員定数条例の一部改正）

第2条 草津市職員定数条例（昭和29年草津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「587人」を「592人」に改め、同項第4号中「136人」を「137人」に改め、同項第9号中「790人」を「796人」に改める。

（草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第3条 草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年草津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（草津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第4条 草津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（草津市職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部改正）

第5条 草津市職員の懲戒の手續および効果に関する条例（昭和29年草津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「以下、給料」を「以下の期間、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えると
きは、当該額を減ずるものとする。

（草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 草津市勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年草津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項および第28条の5第1項」を「第22条の4第1項
または第22条の5第1項もしくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第
1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条、第12条および第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(草津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 草津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年草津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 草津市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 草津市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表第6条第9項の項を削り、同表第11条の項および第15条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の表第11条の項および第15条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第23条の2第1項の項中「から第14条、第14条の3および第15条の2」を「から第14条までおよび第14条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第27条の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

(草津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第4項中「より職員」の右に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が

特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第6条第9項を次のように改める。

- 9 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の2第1項を削り、同条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同項を同条とする。

第11条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項第1号中「以下」の右に「この項および次項において」を加え、同項第2号中「もの（以下）」の右に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の右に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の右に「この号および第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第17条第1項中「場合は」を「場合には、」に改め、同条第2項中「この条」を「この項、第4項および第5項」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第21条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の2第1項中「第12条」を「第6条第1項から第8項まで、第12条から第14

条まで」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項ただし書中「場合は」を「場合には」に改める。

第27条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第1項ただし書中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により」を「定年前再任用短時間勤務職員として」に改める。

付則に次の7項を加える。

9 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳（草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年草津市条例第 号）による改正前の草津市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する清掃員、火葬員および用務員は、63歳）に達した日後における最初の4月1日（付則第11項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第6条第1項、第2項、第4項および第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および常勤を要しない職員
- (2) 地方公務員法第28条の5第1項または第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項または第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (3) 地方公務員法第28条の7第1項または第2項の規定により勤務している職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

11 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項および付則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）

が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第11項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 付則第11項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 付則第9項から前項までに定めるもののほか、付則第9項の規定による給料月額、付則第11項の規定による給料その他付則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「

職務の級
給料月額

」を

「

職務の級
基準 給料月額

」に改める。

別表第2中「

職務の級
給料月額

」を

「

職務の級
基準 給料月額

」に改める。

別表第3ア医療職給料表(1)の表中「

職務の級
給料月額

「

職務の級
基準 給料月額

」を「

同表イ医療職給料表(2)の表中「

職務の級
給料月額

「

職務の級
基準 給料月額

」を「

別表第4中「

職務の級
給料月額

「

職務の級
基準 給料月額

」を「

(草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年草津市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前三任用短時間勤務職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」に改める。

第4条および第5条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改める。

(草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 草津市職員の退職手当に関する条例（昭和32年草津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28

条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項ただし書中「地方公務員法」の右に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額(以下)」の右に「この項および第5項において」を加える。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項およびこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項およびこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号および第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号および第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第3項中「第5条の3まで」の右に「および付則第8項から第15項まで」を加える。

付則第4項中「第5条の2」の右に「および付則第10項」を加える。

付則第5項中「第5条」の右に「または付則第9項」を加える。

付則第7項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、付則に次の8項を加える。

8 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳（草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年草津市条例第 号）による改正前の草津市職員の定年等に関する条例（昭和58年草津市条例第30号）第3条ただし書に規定する職員（以下「労務職員」という。）に相当する職員にあつては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者および第4条第1項または第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「または第5条」とあるのは、「第5条または付則第8項」とする。

9 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳（労務職員にあつては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者および同条第1項または第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「または第5条」とあるのは、「第5条または付則第9項」とする。

10 草津市職員の給与に関する条例付則第9項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

11 当分の間、第4条第1項第4号ならびに第5条第1項第3号、第6号および第7号に掲げる者に対する第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達したことにより退職することとなる日」とあるのは「定年（付則第8項に規定する労務職員（以下「労務職員」という。）以外の者にあつては60歳とし、労務職員にあつては63歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（労務職員以外の者にあつては60歳とし、労務職員にあつては63歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

12 当分の間、第4条第1項第4号ならびに第5条第1項第3号、第6号および第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る

定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(規則で定める者を除く。)に対する第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「1年」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

労務職員以外の者	60歳
労務職員	63歳

13 当分の間、第4条第1項第4号および第5条第1項(第1号および第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3の規定の適用および第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文および第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、および第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

14 当分の間、第5条第1項第2号および第4号に掲げる者であつて付則第12項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「付則第12項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

15 当分の間、第5条第1項第2号および第4号に掲げる者であつて付則第12項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1

項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年草津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「同条例第1条の規定による改正後の草津市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）」を「草津市職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条まで」の右に「または付則第8項もしくは第9項」を加え、「、新条例」を「、同条例」に改め、「第5条の3まで」の右に「および付則第8項から第15項まで」を加える。

付則第4項中「に新条例」を「に草津市職員の退職手当に関する条例」に、「または新条例」を「または同条例」に改め、「第5条の2」の右に「および付則第10項」を加える。

付則第5項中「新条例」を「草津市職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条」の右に「または付則第9項」を加える。

付則第6項中「昭和64年4月1日」を「平成元年4月1日」に、「新条例第3条」を「草津市職員の退職手当に関する条例第3条」に、「新条例第5条」を「同条例第5条」に、「新条例第4条」を「同条例第4条」に改める。

第12条 草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年草津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

付則第2条第1項中「、新条例」を「、草津市職員の退職手当に関する条例」に改める。

（草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第13条 草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年草津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第21条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項もしくは第28条の6第1項もしくは第2項」

を「第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項もしくは第2項」に改める。

(草津市職員の再任用に関する条例の廃止)

第14条 草津市職員の再任用に関する条例(平成12年草津市条例第31号)は、廃止する。

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第10条草津市職員の退職手当に関する条例第10条第4項および第11項の改正規定ならびに同条例付則第7項の改正規定ならびに付則第11条および第18条の規定は、公布の日から施行する。

2 第10条の規定による改正後の草津市職員の退職手当に関する条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日から適用する。

(草津市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前にこの条例による改正前の草津市職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項または第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の草津市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職およびこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項もしくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法

律第63号。以下「令和3年改正法」という。) 附則第3条第5項または前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、または転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(草津市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から付則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項もしくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項または前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用することをいう。)または暫定再任用(この項もしくは次項、次条第1項もしくは第2項、付則第5条第1項もしくは第2項または付則第6条第1項もしくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期またはこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者またはこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項もしくは第2項、次条第1項もしくは第2項、付則第5条第1項もしくは第2項または付則第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項および次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。以下次項および付則第6条において同じ。）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要

する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項および付則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職および年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職および年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職ならびに条例で定める者および職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（付則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(草津市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）およびこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新定年条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該

新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第12条または第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条または第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、または転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年草津市条例第 号）付則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、草津市職員の定年等に関する条例（昭和58年草津市条例第30号）第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、改正後の草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

（草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）または第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（草津市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第14条 第8条の規定による改正後の草津市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）付則第9項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項または第6項

の規定により勤務している職員には適用しない。

第15条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）

（改正法による改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項および第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される草津市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年草津市条例第1号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条に規定する給料表に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時

間勤務職員および暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第6条第1項から第8項まで、第12条、第13条、第14条および第14条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前条および前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(その他の経過措置の規則への委任)

第16条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）または第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の草津市職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）または第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

第18条 新退職手当条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例第5条、第6条、第6条の3および第15条の規定は、適用しない。

議第90号

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

草津市長 橋 川 渉

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和45年草津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(経過措置)

3 改正後の議員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の議員条例の規定による報酬の内払とみなす。

議第91号

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

草津市長 橋 川 渉

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(草津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第3条第1号関係）

一 般 行 政 職 給 料 表

(単位 円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100

26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	

70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				

114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第6条第9項および第27条に規定する職員を除く。
- 2 次の表は、他の給料表の適用を受けない第6条第9項に規定する職員に適用する。

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800

別表第2 (第3条第2号関係)

教 育 職 給 料 表

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	164, 400	180, 200	296, 000	406, 700
2	165, 900	182, 300	298, 600	408, 200
3	167, 400	184, 400	301, 400	409, 700
4	168, 900	186, 600	303, 800	411, 200
5	170, 500	188, 600	306, 300	412, 600
6	172, 400	190, 600	308, 400	414, 000
7	174, 200	192, 700	310, 700	415, 500
8	176, 000	194, 800	312, 800	417, 100
9	177, 700	197, 000	314, 900	418, 500
10	179, 800	199, 600	317, 200	419, 900
11	181, 800	202, 200	319, 600	421, 300
12	183, 700	204, 800	322, 100	422, 600
13	185, 600	207, 400	324, 500	423, 900
14	187, 700	209, 100	326, 400	425, 300
15	189, 800	210, 700	328, 300	426, 700
16	191, 900	212, 400	330, 400	428, 100

17	194, 100	214, 200	332, 200	429, 300
18	196, 400	215, 800	334, 400	430, 600
19	198, 900	217, 500	336, 500	431, 800
20	201, 200	219, 100	338, 500	433, 100
21	203, 600	220, 900	340, 600	434, 200
22	205, 200	222, 800	342, 400	435, 400
23	206, 900	224, 700	344, 200	436, 700
24	208, 600	226, 600	345, 800	438, 000
25	210, 100	228, 100	347, 500	439, 300
26	211, 500	230, 100	349, 300	440, 500
27	213, 100	232, 100	351, 200	441, 500
28	214, 600	234, 100	353, 100	442, 600
29	216, 300	235, 900	354, 900	443, 800
30	218, 000	238, 600	356, 700	444, 600
31	219, 700	241, 300	358, 400	445, 400
32	221, 400	244, 000	360, 300	446, 300
33	222, 700	246, 600	361, 600	447, 200
34	224, 400	249, 400	363, 300	447, 700
35	226, 100	252, 000	364, 800	448, 200
36	227, 700	254, 700	366, 600	448, 700
37	229, 100	257, 000	368, 500	449, 200
38	230, 800	259, 400	370, 000	
39	232, 500	261, 900	371, 300	
40	234, 200	264, 100	372, 900	
41	235, 800	266, 600	374, 000	
42	237, 500	268, 900	375, 400	
43	239, 100	271, 100	376, 800	
44	240, 700	273, 200	378, 300	
45	242, 300	275, 300	379, 700	
46	243, 800	277, 500	381, 300	
47	245, 100	279, 600	382, 900	
48	246, 400	281, 500	384, 400	
49	247, 500	283, 800	385, 800	
50	248, 800	285, 500	387, 300	
51	250, 200	287, 400	388, 800	
52	251, 300	289, 200	390, 200	
53	252, 400	290, 600	391, 400	
54	253, 800	292, 700	392, 700	
55	254, 800	294, 700	393, 800	
56	255, 800	296, 900	394, 900	
57	257, 000	298, 900	396, 300	
58	258, 000	301, 300	397, 500	
59	259, 100	303, 500	398, 700	
60	260, 100	306, 100	400, 000	

61	261, 300	308, 300	401, 200	
62	262, 000	310, 700	402, 200	
63	262, 900	313, 000	403, 600	
64	263, 500	315, 200	404, 900	
65	264, 500	317, 300	406, 100	
66	265, 900	319, 100	407, 200	
67	267, 000	320, 700	408, 400	
68	268, 300	322, 300	409, 500	
69	269, 800	324, 200	410, 500	
70	271, 300	326, 300	411, 700	
71	272, 600	328, 400	412, 900	
72	274, 000	330, 400	414, 100	
73	274, 800	332, 500	414, 700	
74	275, 800	334, 600	415, 500	
75	277, 000	336, 800	416, 200	
76	278, 000	339, 000	416, 700	
77	279, 200	340, 700	417, 000	
78	280, 200	342, 600	417, 400	
79	281, 400	344, 300	417, 800	
80	282, 300	346, 100	418, 200	
81	283, 500	347, 900	418, 500	
82	284, 300	349, 700	418, 900	
83	285, 300	351, 100	419, 300	
84	286, 300	352, 900	419, 600	
85	287, 200	354, 100	419, 900	
86	288, 100	355, 700	420, 300	
87	288, 800	357, 200	420, 700	
88	289, 800	358, 700	421, 000	
89	290, 800	360, 000	421, 300	
90	291, 700	361, 300	421, 600	
91	292, 600	362, 700	421, 900	
92	293, 400	364, 100	422, 100	
93	293, 700	365, 600	422, 300	
94	294, 400	366, 900		
95	295, 100	368, 200		
96	295, 900	369, 400		
97	296, 700	370, 400		
98	297, 500	371, 400		
99	298, 300	372, 400		
100	299, 000	373, 400		
101	299, 900	374, 300		
102	300, 400	375, 300		
103	300, 900	376, 300		
104	301, 400	377, 300		

105	301,600	378,100		
106	302,000	379,000		
107	302,300	379,900		
108	302,500	380,900		
109	302,700	381,700		
110	302,900	382,700		
111	303,200	383,700		
112	303,500	384,700		
113	303,700	385,300		
114	303,900	386,200		
115	304,100	387,100		
116	304,400	388,000		
117	304,700	388,800		
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		
137		400,100		
138		400,400		
139		400,700		
140		401,000		
141		401,300		
142		401,600		
143		401,900		
144		402,200		
145		402,400		
146		402,700		
147		403,000		
148		403,200		

149		403,400		
150		403,700		
151		404,000		
152		404,200		
153		404,400		
154		404,700		
155		405,000		
156		405,200		
157		405,400		

備考

- 1 この表は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条に規定する教育公務員に適用する。ただし、第6条第9項に規定する職員を除く。
- 2 次の表は、教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員で第6条第9項に規定する職員に適用する。

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	225,200	271,100	324,400	405,200

別表第3（第3条第3号関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000
2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000
3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200
4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400
5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200
6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400
7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400
8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600
9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400
10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500
11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600
12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700
13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200
14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200
15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100
16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100
17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900
18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900

19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900
20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200

63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900		
98		292,700	329,300	350,300		
99		292,900	329,600	350,700		
100		293,200	329,900	351,100		
101		293,500	330,100	351,600		
102		293,700	330,400	352,000		
103		293,900	330,800	352,400		
104		294,200	331,000	352,800		
105		294,500	331,200	353,300		
106			331,400			

107			331,800			
108			332,000			
109			332,200			
110			332,600			
111			333,000			
112			333,400			
113			333,600			

備考

- 1 この表は、理学療法士に適用する。ただし、第6条第9項に規定する職員を除く。
- 2 次の表は、理学療法士で第6条第9項に規定する職員に適用する。

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	188, 700	215, 300	243, 500	256, 900	282, 100	322, 800

イ 医療職給料表(2)

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300

26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700

70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		
105	290,600	321,200	353,500	371,800		
106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300		
109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		

114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					

158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					

備考

- 1 この表は、保健師、助産師、看護師および准看護師に適用する。ただし、第6条第9項に規定する職員を除く。
- 2 次の表は、保健師、助産師、看護師および准看護師で第6条第9項に規定する職員に適用する。

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200

別表第4 (第3条第4号関係)

幼 児 教 育 職 給 料 表

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	164, 100	212, 900	257, 900	278, 600	298, 900	319, 200
2	165, 300	214, 600	259, 400	280, 000	300, 700	321, 400
3	166, 500	216, 400	260, 800	281, 600	302, 600	323, 700
4	167, 700	218, 100	262, 300	282, 900	304, 400	325, 900
5	168, 600	219, 800	263, 200	284, 400	306, 200	328, 100
6	170, 100	221, 600	264, 500	286, 300	308, 200	330, 100
7	171, 500	223, 400	265, 800	288, 100	310, 200	332, 300
8	172, 900	225, 100	267, 100	290, 100	312, 300	334, 500
9	174, 100	226, 800	268, 300	292, 000	314, 200	336, 400
10	175, 500	228, 300	269, 400	294, 000	316, 300	338, 600
11	176, 900	229, 700	270, 700	296, 100	318, 300	340, 600
12	178, 300	231, 100	271, 600	298, 100	320, 400	342, 800
13	179, 700	232, 500	272, 700	299, 500	322, 000	344, 600
14	181, 000	234, 100	274, 000	301, 800	324, 200	346, 600
15	182, 400	235, 700	275, 400	303, 800	326, 200	348, 600

16	183, 700	237, 300	276, 800	305, 900	328, 200	350, 600
17	185, 200	238, 700	278, 400	307, 800	330, 000	352, 300
18	186, 700	240, 300	280, 200	309, 800	332, 000	354, 300
19	188, 400	241, 800	281, 800	311, 500	333, 800	356, 100
20	189, 900	243, 300	283, 300	313, 200	335, 600	358, 000
21	191, 200	244, 100	284, 800	315, 100	337, 500	359, 900
22	192, 800	245, 400	286, 600	317, 200	339, 500	361, 800
23	194, 500	246, 700	288, 000	319, 400	341, 600	363, 800
24	196, 100	248, 000	289, 600	321, 500	343, 600	365, 700
25	197, 700	249, 300	291, 300	323, 500	345, 600	367, 700
26	199, 400	250, 900	292, 800	325, 500	347, 500	369, 600
27	201, 200	252, 400	294, 500	327, 600	349, 600	371, 600
28	202, 900	254, 000	296, 100	329, 600	351, 600	373, 600
29	204, 700	255, 400	297, 200	331, 400	353, 200	375, 100
30	206, 100	256, 700	298, 500	333, 500	355, 200	376, 900
31	207, 600	257, 800	300, 000	335, 400	357, 000	378, 700
32	209, 000	259, 100	301, 400	337, 500	358, 900	380, 300
33	210, 200	260, 400	302, 900	339, 100	360, 600	382, 100
34	211, 500	261, 400	304, 500	341, 000	362, 200	383, 500
35	212, 800	262, 700	306, 000	342, 800	363, 900	385, 000
36	213, 900	263, 700	307, 600	344, 700	365, 600	386, 600
37	215, 100	264, 900	309, 100	345, 900	366, 900	388, 000
38	216, 500	266, 100	310, 600	347, 800	368, 500	389, 200
39	217, 900	267, 300	312, 000	349, 700	370, 000	390, 400
40	219, 300	268, 500	313, 600	351, 500	371, 500	391, 500
41	220, 300	269, 900	314, 900	353, 400	373, 000	392, 600
42	221, 500	271, 400	316, 500	355, 200	374, 500	393, 800
43	222, 600	272, 900	318, 000	357, 000	376, 000	395, 000
44	223, 800	274, 300	319, 500	358, 700	377, 400	396, 100
45	224, 600	275, 900	320, 500	360, 500	378, 600	396, 800
46	225, 700	277, 400	321, 700	361, 900	379, 700	397, 500
47	226, 600	278, 900	322, 900	363, 400	380, 800	398, 200
48	227, 500	280, 400	324, 100	364, 800	381, 800	398, 900
49	228, 200	281, 800	325, 100	365, 800	382, 600	399, 500
50	229, 100	283, 200	326, 100	366, 900	383, 500	400, 100
51	230, 200	284, 700	327, 000	368, 000	384, 300	400, 600
52	231, 000	286, 000	328, 000	369, 100	385, 000	401, 000
53	231, 400	287, 200	328, 900	370, 000	385, 700	401, 400
54	232, 500	288, 300	329, 600	370, 600	386, 100	401, 700
55	233, 100	289, 500	330, 400	371, 400	386, 700	402, 000
56	233, 700	290, 800	331, 200	372, 200	387, 200	402, 300
57	234, 500	292, 200	331, 800	373, 000	387, 800	402, 600
58	235, 200	293, 600	332, 300	373, 800	388, 300	402, 900
59	236, 000	295, 100	332, 900	374, 600	388, 900	403, 200

60	236, 700	296, 600	333, 400	375, 400	389, 400	403, 500
61	237, 500	297, 700	333, 900	376, 300	390, 000	403, 800
62	238, 100	299, 200	334, 100	377, 000	390, 500	404, 100
63	238, 700	300, 400	334, 700	377, 700	391, 000	404, 400
64	239, 200	301, 900	335, 300	378, 400	391, 500	404, 700
65	240, 000	303, 000	335, 600	378, 700	391, 800	405, 000
66	241, 000	304, 300	336, 100	379, 300	392, 300	405, 300
67	242, 000	305, 400	336, 600	379, 900	392, 700	405, 600
68	242, 900	306, 700	337, 100	380, 600	393, 200	405, 900
69	243, 900	307, 400	337, 600	381, 000	393, 500	406, 100
70	245, 000	308, 500	338, 100	381, 700	394, 000	406, 400
71	245, 900	309, 700	338, 500	382, 300	394, 500	406, 700
72	246, 600	310, 900	339, 000	382, 900	394, 900	407, 000
73	247, 200	312, 200	339, 200	383, 300	395, 200	407, 200
74	248, 200	312, 900	339, 700	383, 900	395, 700	407, 500
75	249, 200	313, 600	340, 200	384, 500	396, 100	407, 800
76	250, 000	314, 200	340, 700	385, 100	396, 500	408, 000
77	250, 800	315, 000	341, 000	385, 500	396, 800	408, 200
78	251, 800	315, 700	341, 400	386, 000	397, 200	408, 500
79	252, 700	316, 400	341, 900	386, 500	397, 600	408, 800
80	253, 500	317, 100	342, 300	387, 100	398, 000	409, 000
81	254, 400	317, 400	342, 500	387, 600	398, 400	409, 200
82	255, 000	317, 700	342, 800	388, 000	398, 700	409, 500
83	255, 800	318, 300	343, 300	388, 400	399, 100	409, 800
84	256, 600	318, 600	343, 700	388, 800	399, 400	410, 000
85	257, 200	319, 000	344, 000	389, 000	399, 600	410, 200
86	258, 000	319, 300	344, 300	389, 200		
87	258, 700	319, 700	344, 800	389, 500		
88	259, 600	320, 000	345, 200	389, 800		
89	260, 200	320, 500	345, 500	390, 000		
90	261, 000	320, 900	345, 900	390, 300		
91	261, 800	321, 200	346, 300	390, 600		
92	262, 600	321, 500	346, 500	390, 800		
93	263, 000	322, 000	346, 800	391, 000		
94	263, 700	322, 400				
95	264, 200	322, 600				
96	264, 900	323, 000				
97	265, 600	323, 400				
98	266, 300	323, 800				
99	267, 000	324, 200				
100	267, 700	324, 600				
101	268, 200	324, 800				
102	268, 700	325, 100				
103	269, 100	325, 400				

104	269,600	325,700				
105	269,800	326,100				
106	270,000	326,300				
107	270,300	326,600				
108	270,600	327,000				
109	271,000	327,400				
110	271,300	327,700				
111	271,700	328,100				
112	272,000	328,400				
113	272,300	328,700				
114	272,600	329,100				
115	272,900	329,400				
116	273,300	329,600				
117	273,600	329,800				
118	273,900	330,100				
119	274,300	330,500				
120	274,700	330,900				
121	274,900	331,100				
122	275,100					
123	275,500					
124	275,800					
125	276,000					
126	276,300					
127	276,700					
128	277,100					
129	277,300					
130	277,700					
131	278,100					
132	278,400					
133	278,600					
134	278,900					
135	279,300					
136	279,600					
137	279,800					
138	280,100					
139	280,400					
140	280,700					
141	280,900					
142	281,100					
143	281,300					
144	281,600					
145	282,000					
146	282,200					
147	282,500					
148	282,800					
149	283,100					

150	283,300					
151	283,600					
152	283,800					
153	284,100					

備考

1 この表は、保育士および幼稚園教諭に適用する。ただし、第6条第9項に規定する職員を除く。

2 次の表は、保育士および幼稚園教諭で第6条第9項に規定する職員に適用する。

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	201,500	241,000	255,300	288,400	301,700	315,100

第2条 草津市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 草津市長および副市長の給与等に関する条例（昭和43年草津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和29年草津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第8条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例(昭和40年草津市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第10条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条および第10条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる条例の規定は、公布の日において在職している職員について当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定(草津市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第22条第2項第1号および第2号の改正規定を除く。)による改正後の給与条例および第3条の規定(草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付条例」という。)第8条第2項の改正規定を除く。)による改正後の任期付条例 令和4年4月1日

(2) 第1条の規定(給与条例第22条第2項第1号および第2号の改正規定に限る。)による改正後の給与条例、第3条の規定(任期付条例第8条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付条例、第5条の規定による改正後の草津市長および副市長の給与等に関する条例、第7条の規定による改正後の草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例および第9条の規定による改正後の草津市常勤監査委員の給与等に関する条例 令和4年12月1日

(給与の内払)

- 3 前項各号に掲げる条例の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、同項各号に掲げる条例の規定による給与の内払とみなす。

- (1) 第1条の規定による改正前の給与条例
- (2) 第3条の規定による改正前の任期付条例
- (3) 第5条の規定による改正前の草津市長および副市長の給与等に関する条例
- (4) 第7条の規定による改正前の草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例

(5) 第9条の規定による改正前の草津市常勤監査委員の給与等に関する条例

議第 9 2 号

草津市職員の降給に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日

草津市長 橋 川 渉

草津市職員の降給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項および第28条第3項の規定に基づき、職員（草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第3条の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的とする。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）および降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）ならびに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の行動評価または業績評価の実施権者による確認が行われた人事評価（地方公務員法第23条の人事評価をいう。以下同じ。）の結果が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の人事評価が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（アおよびイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制もしくは定数の改廃または予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の定期評価の人事評価が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第5条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第6条 職員は、第3条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(雑則)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 草津市職員の給与に関する条例付則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「ならびに草津市職員の給与に関する条例付則第9項の規定による降給とする」とする。

3 第5条の規定は、草津市職員の給与に関する条例付則第9項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同

項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(準用)

- 4 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員および地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。

議第93号

草津市手数料条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

草津市長 橋 川 渉

草津市手数料条例等の一部を改正する条例

(草津市手数料条例の一部改正)

第1条 草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第7項の表中「処分単価」を「手数料」に、「170円」を「210円」に改める。

別表第16項第1号アの表中

「

8,600円
22,000円
45,000円
90,000円
140,000円
180,000円
230,000円
320,000円

」を

「

8,900円
22,000円
44,000円
89,000円
130,000円
180,000円
220,000円
310,000円

」に改め、同号イの表中

「

130,000円
210,000円
280,000円
350,000円
500,000円

」を

「

120,000円
200,000円
280,000円
350,000円
490,000円

」に改め、同号ウの表中

「

90,000円
140,000円
200,000円
270,000円
410,000円
530,000円
690,000円
910,000円

」を

「

89,000円
130,000円
200,000円
270,000円
400,000円
520,000円
680,000円
900,000円

」に改め、同項第2号中「910,

000円」を「900,000円」に改め、同項第5号の表中

「

6,800円
18,000円
38,000円
68,000円
95,000円

」を

「

6,700円
18,000円
38,000円
67,000円
93,000円

」に改め、同項第7号中「450

円」を「430円」に改める。

別表第43項中「350円」を「300円」に改める。

(草津市立図書館設置条例の一部改正)

第2条 草津市立図書館設置条例（昭和58年草津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円	円
700	1,400	2,100
1,000	2,000	3,000
3,100	6,100	9,200

」を

「

円	円	円
600	1,300	1,900
900	1,800	2,700
2,800	5,500	8,300

」に改める。

(草津市立教育集会所設置条例の一部改正)

第3条 草津市立教育集会所設置条例（昭和47年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
600円	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円
1,100円	1,500円	2,000円	2,600円	3,500円	4,600円
400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円

」を

「

300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
500円	700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円
900円	1,200円	1,600円	2,100円	2,800円	3,700円
300円	400円	500円	700円	900円	1,200円

」に改める。

(草津市立隣保館条例の一部改正)

第4条 草津市立隣保館条例（昭和46年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
600円	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円
1,100円	1,500円	2,000円	2,600円	3,500円	4,600円
600円	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円
400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
1,200円	1,600円	2,100円	2,800円	3,700円	4,900円

」を

「

300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
500円	700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円
900円	1,200円	1,600円	2,100円	2,800円	3,700円
500円	700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円
300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
200円	300円	400円	500円	700円	900円
1,000円	1,300円	1,700円	2,300円	3,000円	4,000円

」に改める。

(草津市立障害者福祉センター条例の一部改正)

第5条 草津市立障害者福祉センター条例（平成18年草津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第3項の表中

「

1人1回につき210円
1人1回につき210円
1人1回につき430円
1時間につき530円

」を

「

1人1回につき220円
1人1回につき220円
1人1回につき450円
1時間につき550円

」に改める。

(草津市営火葬場条例の一部改正)

第6条 草津市営火葬場条例（昭和55年草津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円
10,000	69,000
8,600	58,000
5,500	21,000
5,500	21,000

」を

「

円	円
11,000	76,000
9,500	64,000
6,100	23,000
6,100	23,000

」に

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の草津市手数料条例別表第16項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の草津市立図書館設置条例の規定、第3条の規定による改正後の草津市立教育集会所設置条例の規定および第4条の規定による改正後の草津市立隣保館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第6条の規定による改正後の草津市営火葬場条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

議第 9 4 号

草津市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日

草津市長 橋 川 渉

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例（昭和５３年草津市条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第８項の表中

「

焼却ごみ類	市指定ごみ袋１袋分につき１１０円。ただし、市長が定める袋分までは無料
プラスチック製容器類	
ペットボトル類	

」を

「

焼却ごみ類	市指定焼却ごみ類ごみ袋１０袋分につき ４５リットル １５０円 ３０リットル １００円 １５リットル ５０円
プラスチック製容器類	市指定プラスチック製容器類ごみ袋１０袋分につき１５０円。ただし、市長が定める袋分までは無料
ペットボトル類	市指定ペットボトル類ごみ袋１０袋分につき１５０円。ただし、市長が定める袋分までは無料

」に

改める。

付 則

この条例は、令和５年１０月１日から施行する。

議第95号

草津市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

草津市長 橋 川 渉

草津市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例

草津市健康づくり推進協議会設置条例（昭和５６年草津市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号を次のように改める。

- (1) 健康増進法（平成１４年法律第１０３号）に定める健康増進計画、食育基本法（平成１７年法律第６３号）に定める食育推進計画および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）に定める特定健康診査等実施計画の策定および推進に関し必要な事項についての調査審議に関すること。

第５条および第６条を削り、第７条を第５条とする。

付 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正前の草津市健康づくり推進協議会設置条例第１条の規定により設置された草津市健康づくり推進協議会は、改正後の草津市健康づくり推進協議会設置条例第１条の規定により設置する草津市健康づくり推進協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

（草津市附属機関設置条例の一部改正）

- ３ 草津市附属機関設置条例（平成２５年草津市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１ 草津市食育推進計画策定委員会の項および草津市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定委員会の項を削る。

議第96号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

草津市長 橋 川 渉

契約の締結につき議決を求めることについて

草津グリーンスタジアム人工芝改修工事請負契約を次のように締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

契約の目的	草津グリーンスタジアム人工芝改修工事
契約の方法	条件付一般競争入札
契約の金額	207,528,244円
契約の相手方	大阪府枚方市養父東町19-20 日本フィールドシステム株式会社大阪営業所 所長 小川一樹

(参考)

工事場所	草津市下笠町
工事期間	契約締結日から令和5年7月31日まで
工事の概要	人工芝改修工事 A=10,040m ²

議第97号

契約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

草津市長 橋 川 渉

契約の変更につき議決を求めることについて

令和3年4月21日議決を経た（仮称）草津市立プール整備・運営事業契約を次のように変更することにつき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

区 分	変 更 前	変 更 後
契約の金額	14,260,804,038円	14,748,957,638円

（参考）

相手方	草津市大路二丁目1番41号 草津シティプールPFIサービス株式会社 代表取締役 鈴木 章 夫
事業場所	草津市西大路町外地先
事業期間	令和3年4月21日から令和21年3月31日まで
変更理由	契約締結以降における物価変動
事業の概要	施設の整備（設計・建設）業務、運営・維持管理業務

議第98号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

草津市長 橋 川 渉

財産の取得につき議決を求めることについて

次のとおり財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

財産の種類、地番、地目および面積

種類 土地

地番 草津市東草津三丁目大丸1番3 外17筆

地目 堤

面積 28,833.01平方メートル

取得価格 348,000,000円

取得の相手方 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大 造

議第 99 号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 28 日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

(1) 草津川跡地公園（区間2）

(2) 草津川跡地公園（区間5）

2 設置条例の名称

草津市都市公園条例

3 指定管理者

草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ

代表構成員 大阪府大阪市中心区南船場一丁目9番1号

株式会社E-DESIGN

代表取締役 忽 那 裕 樹

構 成 員 大阪府枚方市伊加賀寿町1番5号

京阪園芸株式会社

代表取締役 宮 城 和 光

構 成 員 大阪府大阪市淀川区西中島4-13-24花原第三ビル303

株式会社studio-L

代表取締役 山 崎 亮

4 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで